

令和5年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和5年8月24日（木）14時00分から16時00分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館

○出席者：榎原禎宏委員長、中井裕子副委員長、木内香子委員、市川忍委員、
山本千賀子委員、前田健一郎委員、古川覚委員、北澤喜幹委員、
山本里美委員、齋藤咲希委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、大村教育部理事、吉村教育部理事、
平井学校教育課長、湯浅指導主事、福田学校教育係長
広瀬学校教育係主任

1 開会

2 委員への委嘱状交付（机上配付）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

本日は、令和5年1学期のいじめ調査結果についてご報告する。いじめ事象は、いじめ防止対策推進法第28条の規定のように、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じたり、また、児童等が相当の期間学校の欠席を余儀なくされないよう、早期に発見、解消、防止することが重要と考えている。そのために、現在定期的に実施しているアンケート調査や全員に対する個別相談、電話相談の周知を継続し、教師の気づきを促すためのいじめサイン発見チェックリスト、ふりかえりチェックリストの活用を図りながら、早期発見と未然防止に向け、組織として対応することが必要である。そして重大ないじめが確認された場合は、学校は直ちに事実確認を行い、組織的な対応とともに、家庭や教育委員会への連絡相談と関係機関との連携を行っていく。

昨年度の委員会では、担任教諭、学年主任、管理職では一面的な考え方陷入りやすくなるため、早期にスクールカウンセラーや養護教諭との連携を図り、児童生徒の心理的負担の軽減が大切になること、また、個別の聞き取りでもスクールカウンセラーやスクールロイヤーの活用により、被害者と加害者的心情に配慮するよう留意するという視点については、重く受け止めているところである。

軽微ないじめに簡易な対応を行うのではなく、子どもの成長の視点に立った上で、人格形成のための人権教育や道徳教育、体験活動などの日常の教育を充実させることが重要と考えている。委員の皆様にはそれぞれのお立場からのご指導とご助言をお願いしたい。

4 委員・事務局紹介

5 木津川市いじめ防止等対策委員会について

資料No. 1 「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明。

第1条、第2条において、当委員会はいじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、学校の求めに応じて、学校におけるいじめ防止をはじめとする生徒指導上の諸問題のための基本的な方針及び施策に関し必要な指導助言を行い、重大事態の発生時は、教育委員会の求めに応じて調査方針の決定や調査結果の報告にあたるものである。いじめ防止対策推進法については、資料No. 5に添付しているのでご参照いただきたい。

次に第3条、第4条について説明する。当委員会では第3条に示されている各分野の方々で構成されている。任期は2年である。ただしPTA代表の方については各校のPTA組織の任期が1年そのため、本委員会においても1年で交代となっている。

続いて第5条について説明する。本委員会に委員長及び副委員長を置いている。昨年度委員長を務められた榎原委員、副委員長を務められた中井委員に今年度も引き続きお願ひしたい。

次に第6条について説明する。本条では会議の成立要件などを定めている。この委員会は情報公開や会議の透明性などから公開とすることが、木津川市審議会等の公開に関する規定で定められている。詳細については次の説明で行う。

ここまで説明について、委員より質問なし。

6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No. 3 「木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について」により説明。

会議の公開方法は会議の傍聴を認めることにより行うが、資料No. 4 「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」にあるように、本会議において、個別の事象等秘密性の高い事案について取り扱う場合は本規程第4条第2項の適用とし、非公開とする。

続いて、2. 議事録の作成についてである。議事録は事務局で作成し、議長と議長が指名した議事録署名委員1名の署名を頂いて議事録とする。なお、議事録は委員の発言を逐一記録するものではなく、発言の要点を整理し作成する。また、議事録はホームページ上でも公開する。

委員の皆様には守秘義務があるため、順守をお願いしたい。

ここまで説明について、委員より質問なし。

これより先、榎原委員長の議事進行となる。

7 議事

(1) 議事録署名委員の指名

委員長が署名委員の指名を行った。

(2) 木津川市いじめ防止基本方針について

資料No. 8 「木津川市いじめ防止基本方針」により、追記箇所を中心に説明。

質疑応答

委員長 資料No. 8 の内容は平成30年改定とのことだが、先ほどの説明はその当時の改定内容か。これ以降の改定はないか。

事務局 ご指摘のとおり。令和5年度第1回の委員会ということで、当時の改定箇所の説明を行ったもので、平成30年以降の改定はない。

委員長 子ども、学校、環境は変化するので、それらに合わせて柔軟に改定を行ってほしい。

（3） 市内小中学校のいじめアンケート、いじめ調査について

資料No. 8 「木津川市いじめ防止基本方針 資料編」により説明。

「木津川市いじめ防止基本方針」の資料編5ページに、いじめ防止のための年間指導計画がある。いじめアンケートは1学期（5月～6月）と2学期（10月末）の2回実施だが、学校によっては3学期も実施する学校もある。

資料No. 7には京都府いじめ調査実施要項を掲載した。認知したいじめをA、B、C、D、重大事態に振り分け、特に、重大事態と未解消A・Bについては、学校いじめ防止対策委員会を経て詳細を教育委員会に報告し、連携しながら解消に向けた取組を進めている。

また、2学期に追跡調査を実施し、事態が解消したのか、現在も指導・支援が必要なのか実態把握と対応に努める。

次に、令和5年度第1回木津川市いじめ調査結果について説明する。第1回アンケートの期間は、1学期の始業式からアンケート実施日まで、各学校5月下旬から6月上旬までにアンケートを実施した。アンケート当日に欠席または連絡がつかない家庭には、家庭訪問や電話連絡等を行い調査した。

3ページは小学校全体の集計表である。調査児童5272名のうち、いやな思いをした児童は1,031名で、そのことが解消した児童が691名、今も続いているとした児童は340名だった。学年別では、学年が上がるにつれて減少している傾向がある。

4ページは中学校全体の集計表である。調査生徒2,456名のうち、いやな思いをした生徒は104名で、そのことについて解消した生徒は63名、今も続いていると答えた生徒は41名だった。中学校でも小学校同様、学年が上がるにつれて減少している傾向がみられる。

5ページは、「いやな思いをした」児童生徒数を小学校、中学校別にグラフ化したもので、小中学校とも発生率、解消率を示している。小学校では2年生で発生率が高くなり、その後学年が上がるにつれて低下している。中学校では1年生で発生率が高いが、学年が上がるにつれて減少しており、解消率も上がっている。毎年度調査を実施しているが、同時期と同じ傾向である。小学校では340件、中学校では41件が継続していやな思いをしているため、アンケート後に個別の時間を設けて詳細を確認し、解消に向けて対応している。

6ページは「いやな思い、継続、相談の状況」についてグラフ化したものと、相談した相手についてである。

7ページは「いやな思い発生率比較」として、「いやな思いをした」「(いやな思いが)続いている」「誰かに相談した」割合を毎回比較したものである。いやな思いをした児童生徒は、令和4年度第2回調査時と比較していずれも上昇している。また、中学校において「誰かに相談した」割合が、前回調査時の51.4%から60.6%に上昇している点が、このグラフで目に留まる点かと考えられる。

8ページは「いやな思いの態様別件数」としている。小中学校とも①ひやかし、からかいが一番多く、次に③遊ぶふりをしてぶつかられたり叩かれたり蹴られたりしたという項目が多い。

9ページ、10ページは、京都府のいじめアンケートの結果である。

府のいじめ調査は、市のアンケートを基にして調査しているが、アンケートに答えていない児童生徒にも電話や家庭訪問で聞き取りをしているため、市のいじめアンケートの回答数と異なっている。いじめの認知件数は、小学校で1018件、中学校で90件である。うち、行為がやまずいやな思いをしている児童生徒は小学校で20件、行為はやんでいるがいやな思いをしている児童生徒は72件で、昨年度同時期と比べて増加している。中学校ではそれぞれ3件、0件である。

11ページではいじめの認知件数の推移を示している。ここでの「認知」は、児童生徒からの聞き取りや面談を通して、いじめの定義に照らし合わせて認知した件数をさしている。認知件数は令和4年度では減少していたが、本年度は小学校、中学校とも増加している。学校生活がコロナ前に戻ったことから、様々な場面で児童生徒同士のかかわりが増えており、その中でトラブルも増加していると考えられる。その下段は、認知件数と未解消の件数をグラフ化している。行為がやでいないものが小学校で20件あるが、継続指導の必要性とともに、認知したものや行為が収まっているものについても日々の丁寧な見取りや声掛けが必要である。

12ページでは、いじめの態様別件数別をグラフ化したものである。学校ごとの結果については13ページにまとめている。

質疑応答

委員長 いじめアンケートの集計についての質問だが、アンケートは記名式か。

事務局 記名式である。

委員長 アンケート実施率が98%、99%と高いが、不登校の児童生徒にはどのようにして実施しているのか。

事務局 可能な限り実施したいと考えているため、家庭訪問時にアンケートを持参したり、電話で聞き取り調査を行い、京都府のいじめ調査と呼応した形式としている。

委員長 「令和5年度第1回木津川市いじめ調査結果」の1ページの在籍人数には不登校の

- 児童生徒も含まれているのか。
- 事務局 含まれている。
- 委員 いじめ認知件数は、いじめアンケートを実施して発覚した件数か。アンケート以外の手段で発覚したいじめは件数には入れていないのか。
- 事務局 今回の調査では、アンケート以外で発覚した件数は調査結果に反映していない。
- 委員 ただし、児童生徒自身がいじめの現状をアンケートに書かない場合もある。そのような場合は、教師が普段の状況を見て明らかにいじめと判断したら、件数に含めることもある。それをしないと目的から外れて数字だけの操作になるので、教師から見ていじめと判断したケースは件数にカウントすることにしている。
- 委員 つまり、教師が判断する場合もあれば、他の人からの聞き取りで件数に含める場合もあるということか。
- 委員 有無については本人から聞き取って判断している。いじめではないかと聞き取った結果、本人が否定したこともある。ケースバイケースである。
- 委員 実態を把握したり対象者を置き去りにしない点ではいい方法だが、アンケートとしては不正確ではないか。調査として複合的な方法になっている。
- 委員 アンケートはいじめの抑止力にも繋がるととらえている。
- 委員 いじめに常に対応しているという教育的側面からは望ましいかも知れないが、社会的調査としての意義については、この場で議論を行わないのか。
- 教育長 アンケートに書けない子どももいるため、個別面談などでさらなるすくい上げが必要になるが、それで全てのいじめを把握できるわけではない。しかし、アンケートに書かれている出来事がいじめに発展することもあるため、アンケートの実施は必要と考える。
- 委員長 今回のいじめ調査結果は、児童生徒からの自己申告と学校の判断の両方をまとめていると理解したらいいのではないか。
- 委員 いじめ調査結果の1ページは実学校名、13ページでは学校名が伏せられて表記されているが、順番は異なっているのか。
- 事務局 1ページと13ページで、学校の順番は変更して表記している。
- 委員長 3ページの集計表の設問7（自由記述欄）で「最近チャレンジタッチが難しくなってきた。」とあるが、チャレンジタッチとは何のことか。
- 委員 おそらく、タブレットの家庭学習で行う学習操作のことかと思われる。
- 委員 昨年度の第2回委員会時のことと覚えているが、この設問7は記述欄が小さいにもかかわらず、子どもたちはぎっしり内容を書いている。たとえいじめと直接関係ない内容で、すぐに対応することが難しくても、自分の困りごとを伝えられる場があるということは、大変貴重だと考える。
- 委員長 昨年度と比較していじめ認知件数が増えたことについて、事務局の考察はあるか。
- 事務局 今年度コロナ禍が明け、学級活動、授業、部活動において、子ども同士が関わるこ

- とが増えています。人間同士が関わるとトラブルがつきものなので、その過程で嫌な思いをした子どもが多いのではないかと考えています。
- 委員長 子どものコミュニケーション能力が落ちていることも考えられる。
- 事務局 コロナ禍ではできるだけ会話しないようになど制限を受けることが多く、令和3、4年度はそのせいもあって、認知件数が減った可能性がある。今まで認知件数が増えているが、現状を次のステップとして児童生徒を指導していくことが必要と考える。
- 委員 いじめアンケートの設問7については、困りごとを書けるという点で大変いいと思う。内容によっては、困りごとを把握した先生によってカウンセリングや専門的な治療の紹介など次の手助けに繋がることもある。虐待が疑われるような内容がある場合もあり、子どもが書いた内容については、拾い上げて解決できるようにしてほしい。また、設問6ではきょうだいが受けている嫌がらせの記述も見られるが、このような場合、どのように対処しているのか知りたい。
- 委員 学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーが連携をとりつつ、最終的には担任が主となるケースが多いと考えられる。スクールカウンセラーからの連絡で発覚に繋がることもあるので、一層深い連携が必要と感じる。
- 委員 小学校では担任が気づく機会が多いかと思う。いじめを見た・聞いたという訴えがあつた際には詳しい話を聞き、必要なら加害児童の担任と連携を行い、いじめとなる芽を取り除いていきたい。
- 委員長 今年7月に創設されたこども家庭庁が発しているように、子どもには弱い立場ゆえに守られるべき権利が存在する。虐待やヤングケアラーの問題もあることから、いじめアンケートの結果は子どもが直面する環境の問題を表しているとも言える。
- 委員 いじめアンケートに正直に書ける子もいれば、本当につらい思いをしている子はアンケートに書けないだろう。そのような子でも自由記述欄なら書ける子もいると思うので、それらの内容を先生たちで解決してほしい。
- 委員長 担任との関係に悩み不登校になる子もいると耳にする。場合によっては従来からの学級担任制の見直しを検討してもいいかもしれない。
- 委員 子どもと担任との関係は重要だが、単級の学校であっても、可能な限り担任に任せきりにしないで、様々な教師が子どもに関わる体制となるように意識している。
- 委員 中学生と小学生の子どもがいるが、中学生は成長過程もありアンケートについて話すことは難しいと感じる。また、小学生は幼いので、アンケートの内容が理解できているか疑問である。家庭で目にする機会があったら、内容のように友だちにいやな思いをさせていないか一緒に考えてみたいが、一人で記入するのは困難に思える。
- 委員 試験的に無記名でアンケートを実施したことがあるが、予想に反して、回収率は記名式と比べてさほど変化がなかった。記名・無記名の違いよりも、担任との関係性

に依るもののが大きいのではないか。ただ最も大切なことは、アンケートに自分の状況を書けない児童生徒をどれだけフォローできるか、学校としていじめを許さない姿勢を示すことだと考えている。

委員長 調査をツールとして、家庭で話すきっかけにしてもいいかもしれない。

委員 アンケート以外の手段で、いじめを早期発見した事例はあるか。

委員 いじめは早く知ることが重要になると考えるが、SNSやLINE上の子どもに対する悪口を親が発見し学校に連絡したことで、解決に繋がったことがある。ケースバイケースだが、情報を収集する手段が多い方が望ましい。

委員長 学校生活で受けた嫌なことすべてがいじめとなるわけではなく、子どもにとってはそのようなけんかや辛い思いも成長の糧となる。子どもの様子を見守りつつも、心身に苦痛を与える、死に至るような状況は絶対に防がなくてはいけない。学校や委員会としても見極めが求められている。

委員 いじめアンケートの後に個別面談を行うと聞いたが、記録はどのようにしてとっているのか。アンケートと個別面談は近い時期に実施されるため、出来事に対する児童生徒の記憶も鮮明と思われる。この時期にどのような聞き取りと記録をとるかは、いじめ事象が継続した際、特に重要なだろう。今回の資料中に重大事案を報告する書式があるのを確認したが、同様の書式や聞き取り事項を定めた内容は用意しているのか。

委員 私が着任した学校という限定だが、様式やフォーマットはなくメモに記録している。

アンケートは担任教師が目を通した後に学年の教師で内容を共有し、不備がないかを確認する。その後に校内のいじめ対策委員会に諮り、教育委員会に提出する形式に整えるという手順をとっている。

委員 小学校ではアンケートをもとに担任が聞き取りを行い、その過程で個人名が出てくるなどして、より詳細を知りたい場合はメモを残す。その後学年で取りまとめ、気になる点を再度確認したのち、他学年の教師などとの連携を経て解決に向けて働きかけるという流れである。

委員 メモは保管しているのか。

委員 保管している。

(4) 個別の事象について

((4) については非公開事案)

8 その他

第2回委員会は来年2月に開催を予定している。

9 閉会